4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　専門分野別の配置予定技術者の資格等
⑵　専門分野別の配置予定技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、受賞歴及びＣＰＤ取得単位の状況
⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案等（技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。）
※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。
5　手続等
⑴　担当部局　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局営繕部営繕管理課営繕契約専門官　滝沢俊輔　電話011―709―2311（内線5715）
⑵　説明書の交付期間及び交付方法　令和６年７月29日から令和６年10月15日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は14時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
⑶　参加表明書の受領期限並びに提出先及び提出方法　令和６年７月29日９時00分から令和６年８月22日14時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記５⑴に同じ。
⑷　技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法　令和６年９月５日９時00分から令和６年10月15日14時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記５⑴に同じ。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約書作成の要否　要。
⑶　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（釧路航空基地格納庫外新営設計意図伝達業務）。
本業務は、上記随意契約予定の釧路航空基地格納庫外新営設計意図伝達業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募型の手続とするものである。
⑸　上記２⑴イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業又は２⑵に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
⑹　技術提案書に関するヒアリングを行う。
⑺　詳細は、業務説明書による。
7　Summary
⑴　Classification of the service to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Designwork for Kushiro Air Base
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 2 : 00 p.m. 22 August 2024 (by bringing, mail : 2 : 00 p.m. 22 August 2024)
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 2 : 00 p.m 15 October 2024 (by bringing, mail : 2 : 00 p.m. 15 October 2024)
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : TAKIZAWA Shunsuke Contracts Section, Government Buildings Administration Division, Government Buildings Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, North 8, West 2, Kita-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5715

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。
令和６年７月29日
国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
管理本部観音台第１管理部長　松井　利彦
◎調達機関番号　818　◎所在地番号　08
1　業務概要
⑴　品目分類番号　72
⑵　件名　国内外研究動向調査に係る調査業務および調査体制構築支援業務
⑶　業務内容　企画提案依頼書による。
⑷　履行期間　契約日から令和７年５月31日
⑸　提案方法　応募要領による。
2　競争参加資格
⑴　契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
⑵　実施規則第９条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和４・５・６年度国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の競争参加資格における資格の種類「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続きに基づく競争参加資格の再申請を行うこと）。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同競争参加資格を有する者とみなす。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く）でないこと。
⑸　農研機構における物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則又は農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑹　農研機構が提示する仕様等の情報提供依頼に対して、必要な内容を書面により回答することが出来る者であること。
⑺　公的研究費の不正使用等防止に係る「誓約書」を提出した者であること。
3　企画競争手続き等
⑴　提案書の提出場所、契約条項を示す場所、応募要領の交付場所及び問い合わせ先
〒305―8666 茨城県つくば市観音台２―１―18　農研機構本部管理本部観音台第１管理部会計チーム調達担当　電話029―838―8945　メールtyotatsu1@naro.affrc.go.jp
⑵　応募要領の交付期間、場所及び方法　公告日から令和６年９月18日（水）までの平日午前９時から午後５時まで、上記３⑴の場所において交付又はメールによる送付を行う。
⑶　説明会の日時及び場所　本件についての説明会は開催しない。
⑷　競争参加資格を有することを証明する書類（以下「申請書」という。）及び提案書等（以下「資料」という。）の提出期限、場所及び方法　令和６年10月３日（木）までの平日午前９時から午後４時まで、上記３⑴の担当部に持参又は郵送等により提出すること。
⑸　契約相手方の決定方法　農研機構に設置する委託先選定委員会において提案書を審査し、最も優秀な提案を行った１者を契約候補者とし、当機構に設置する随意契約審査委員会の審査において承認された者を契約予定者とする。